

社会福祉法人 滝川会 役員報酬規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人滝川会の役員等に報酬を支給する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第二条 役員等とは、定款上に定められる以下の者とする。

- (1) 定款第 15 条に基づく理事及び監事
- (2) 定款第 5 条に基づく評議員
- (3) 定款第 6 条に基づく評議員選任・解任委員

(報酬の支給)

第三条 前 2 条各号に掲げる役員等に対し、職務執行の対価として報酬を支給する。

ただし、この法人を主たる勤務場所とする役員等については除くものとする。

- 2 評議員においては、第 8 条に定める金額の範囲内において、報酬を支給することができる。
- 3 支給日においては、必要の都度支払うものとする。

(報酬の額)

第四条 報酬は日額とし、その額は以下に定める役員報酬日額表により支給する。

役職名	支給対象期間		
	1 時間未満	1 時間から 5 時間未満	5 時間以上
理事	支給対象外	5,000 円	10,000 円
監事	支給対象外	5,000 円	10,000 円
評議員	支給対象外	5,000 円	10,000 円
評議員選任・解任委員	支給対象外	5,000 円	10,000 円

(公表)

第五条 報酬は、社会福祉法第 59 条の 2 の第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第六条 この規程の改廃は、評議員会の決議をえて施行する。

付 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。